北名古屋市監査公表第１６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年６月５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　大　野　　厚

３１北ス第　２６号
令和元年５月２４日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　大　野　　厚　　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年５月１０日付け３１北監第３６号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜スポーツ課＞

１　【指摘事項】

⑴　収入事務について

施設使用の減免については、本来収入すべきものを免ずることから慎重に判断し、申請書類等は不備がないようにすること。

⑵　補助事業について

団体が使用している通信費については、様々な形態があると思われるので、調査のうえ、専用で使用している場合には公平性の観点から団体負担とすること。

⑶　契約事務について

土地買収に掛かる価格決定に係る回議書が作成されていなかった。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、適正な事務処理を行います。

⑵　指摘事項については、団体の専用使用のため、令和元年度から団体の負担とします。

⑶　指摘事項については、是正しました。

３　【監査委員意見】

施設使用料の還付について、一定時間の利用に対し使用料を支払うという形態はどこの施設も同じであるが、各施設の条例によって還付の取扱いが異なっている。市民の利便性、利用促進の観点から見直しをしていただきたい。

４　【措置状況】

施設使用料の還付について、条例改正時に取扱いを統一します。

３　１　北　会　第　２　号
令和元年５月２１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　大　野　　厚　　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年５月１０日付け３１北監第３６号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜会計課＞

１　【監査委員意見】

支出事務の振込組戻訂正については、数年前と比較すると件数は減少しているものの、確認ミスや入力ミスによるものであることから、防ぐことは可能であると思われる。引き続き各課へ注意喚起し、不用な支出を無くしていただきたい。

２　【措置状況】

振込組戻訂正について、会計事務説明会などの機会に、各課へ注意喚起を今後も継続していきます。また、振込不能が発生した場合は、原因を追究し再発防止の指導を行います。